資料１

議案件名（令和７年第４回定例会）

予算案	**６件**	**（補正予算６件）**
条例案	**１１件**	**（一部改正１１件）**
一般議案	**３４件**	**（市町村総合事務組合規約の改正１件、宝くじの発売額１件、指定管理者の指定２８件、議決事件の一部変更４件）**
計	**５１件**	

（　予　算　案　）

１　令和７年度千葉市一般会計補正予算（第３号）
２　令和７年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
３　令和７年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第１号）
４　令和７年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第１号）
５　令和７年度千葉市病院事業会計補正予算（第２号）
６　令和７年度千葉市水道事業会計補正予算（第２号）

（　条　例　案　）

1　千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

（総務局　総務部　給与課）

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を引き上げるほか、所要の改正を行う。

(1) 一般職の職員
　ア　給料表の改定
　　(ｱ)行　政　職　平均3.1%の引上げ
　　　　　　　　　※初任給及び中堅層までに重点を置いて給料月額を引き上げる。
　　(ｲ)その他の職　行政職との均衡を基本に改定
　イ　医師・歯科医師の初任給調整手当の引上げ
　　　月額(上限額) 224,600円 → 231,300円
　ウ　期末・勤勉手当の支給月数の引上げ(定年前の職員)
　　※年間支給月数　　4.60月　→ 4.65月(+0.05月)
　　(ｱ)令和7年12月期　2.30月　→ 2.35月(+0.05月)
　　(ｲ)令和8年 6月期　2.30月　→ 2.325月(+0.025月)
　　　　　　　12月期　2.35月　→ 2.325月(-0.025月)

(2) 特別職の職員
　ア　市長等の期末手当の支給月数の引上げ
　　　年間支給月数　4.60月　→　4.65月(+0.05月)
　　　※各期の支給月数は一般職の職員の期末・勤勉手当と同様
　イ　附属機関の委員等・非常勤職員の報酬の引上げ
　　　日額(上限額) 24,200円 → 24,900円

(3) 会計年度任用職員
　ア　給料表の改定　一般職の職員に準じて改定
　イ　期末・勤勉手当の支給月数の引上げ
　　　年間支給月数　4.60月　→　4.65月(+0.05月)

(4) 施行期日
　ア　一般職の職員
　　(ｱ)給料表の改定　公布の日(R7.4.1から適用)
　　(ｲ)医師・歯科医師の初任給調整手当の引上げ　公布の日(R7.4.1から適用)
　　(ｳ)期末・勤勉手当の支給月数の引上げ
　　　a　令和7年12月期　公布の日(R7.12.1から適用)
　　　b　令和8年6月期・12月期　R8.4.1
　イ　特別職の職員
　　(ｱ)市長等の期末手当の支給月数の引上げ
　　　a　令和7年12月期　公布の日(R7.12.1から適用)
　　　b　令和8年6月期・12月期　R8.4.1
　　(ｲ)附属機関の委員等・非常勤職員の報酬の引上げ　R8.4.1
　ウ　会計年度任用職員に係るもの　R8.4.1

２　千葉地域農林業センター設置管理条例の一部改正について

（経済農政局　農政部　農政センター　農業経営支援課）

使用料の額を改定する。

（1）改定内容　（1時間につき）

区　分		改定前	改定後
会議室	午前9時～午後5時	200円	260円
	午後5時～午後9時	250円	320円
近代化室	午前9時～午後5時	250円	320円
	午後5時～午後9時	300円	390円
和室	午前9時～午後5時	100円	130円
	午後5時～午後9時	150円	190円

（2）施行期日　R8.4.1

３　千葉市農業者健康増進施設設置管理条例の一部改正について

（経済農政局　農政部　農政センター　農業経営支援課）

多目的ホールの使用料の額を改定する。

（1）主な改定内容

区　分		改定前	改定後
農業者	午前9時～正午	300円	410円
	正午～午後5時	520円	710円
	午後5時～午後9時	860円	1，130円
農業者以外の者	午前9時～正午	640円	830円
	正午～午後5時	1，100円	1，430円
	午後5時～午後9時	1，740円	2，260円

（2）施行期日　R8.4.1

4　千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（こども未来局　こども未来部　こども家庭支援課）
（こども未来局　こども未来部　東部児童相談所）
（こども未来局　幼児教育・保育部　幼保支援課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、施設の長等の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えるほか、所要の改正を行う。

(1) 主な改正内容(国基準と同様の改正)
ア　乳児院等の長や児童指導員等になる者の資格要件に、こども家庭ソーシャルワーカー(※)の資格を有する者を加える。
※虐待を受けた児童等及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者
イ　児童福祉施設が行う健康診断について、自治体の乳幼児健康診査を受け、その内容が施設が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。
(2) 施行期日　R8.3.1((1)イについては、公布の日)
(3) 府令改正　R8.3.1ほか施行

5　千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

（こども未来局　幼児教育・保育部　幼保支援課）
（保健福祉局　高齢障害部　障害福祉サービス課）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者等が乳幼児に対する健康診断を行わないことができる場合を定める。

(1) 改正内容(国基準と同様の改正)
自治体の乳幼児健康診査を受け、その内容が事業者等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。
(2) 改正する条例
千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか2条例
(3) 施行期日　公布の日
(4) 府令改正　R7.10.1施行

６　千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

（こども未来局　幼児教育・保育部　幼保支援課）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、職員の園児に対する虐待等の禁止に関する基準を改めるほか、所要の改正を行う。

(1) 改正内容

ア　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に園児に対する虐待となる行為の定義が規定されたことから、虐待等の禁止に係る規定について、同法を引用する規定に改める(国基準と同様の改正)。

イ　認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型に限る。)が行う健康診断について、自治体の乳幼児健康診査を受け、その内容が施設が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。

(2) 改正する条例

千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか2条例

(3) 施行期日　　公布の日

(4) 府令等改正　R7.10.1施行

7　千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正について

（教育委員会事務局　教育総務部　教育給与課）

教育職員の教職調整額及び校長等の給料月額加算額を引き上げるほか、所要の改正を行う。

(1) 教職調整額及び給料月額加算額

ア　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、以下の改正を行う。

(ｱ) 教育職員に支給している教職調整額(※)を段階的に給料月額の10％まで引き上げる。

給料月額の4％ → 令和8年から令和13年まで毎年1％ずつ引上げ

※教育職員の勤務様態の特殊性を踏まえ、時間外勤務手当の代わりに給料月額の一定割合を支給するもの

(ｲ) 指導改善研修(※)の受講対象となった教育職員に対しては、当該研修を受講している間は教職調整額を支給しないこととする。

※児童や生徒に対する指導が不適切であると認定した教育職員に対して行う、当該指導の改善を図るための研修(原則1年以内)

イ　教職調整額が支給されない校長、副校長及び教頭の給料月額加算額を段階的に引き上げる。

(ｱ) 校長　0円 → 24,200円

(ｲ) 副校長及び教頭　7,500円 → 31,700円

※令和8年から令和13年まで毎年約4,000円ずつ引き上げる。

(2) 義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当

ア　教育公務員特例法の一部改正に伴い、教育職の職員に支給している義務教育等教員特別手当について、職務の級及び号給に加え業務の困難性等の事情(学級を担任する等)を考慮して額を定めることとするとともに、その月額(上限額)を引き上げる。

月額(上限額) 8,000円 → 8,600円

イ　多学年学級を担当する職員に対して支給している特殊勤務手当を廃止する。

ウ　生徒の負傷等に伴う救急業務及び生徒に対する緊急の補導業務を行う職員に対する特殊勤務手当の額を引き上げる。

日額　7,500円 → 8,000円

(3) 施行期日　R8.1.1

(4) 法改正　　R8.1.1施行

8　千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について

（教育委員会事務局　学校教育部　教育支援課）

養護学校及び第二養護学校の名称を変更する。

(1) 学校の名称を次のとおり変更する。

・養護学校 → 特別支援学校

・第二養護学校 → 第二特別支援学校

(2) 施行期日　R8.4.1

9　千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

（教育委員会事務局　生涯学習部　生涯学習振興課）

当分の間、轟公民館を休止する。

(1) 空調改修工事のため、当分の間、轟公民館を休止する。
・施設の概要
ア　位　　置　稲毛区轟町1丁目12番3号
イ　設置時期　S36.9
ウ　構　　造　鉄筋コンクリート造2階建
エ　面　　積　1,334.82㎡
(2) 休止期間(予定)　R8.2.1～R8.8.31
(3) 施行期日　R8.2.1

10　千葉市都市公園条例の一部改正について　（都市局　公園緑地部　公園管理課）

行為許可使用料、設置許可使用料及び占用料の額を改定する。

(1) 主な改定内容
ア　行為許可使用料

区　分		改定前	改定後
業として行う写真の撮影	写真機1台につき1月	3,000円	3,900円
	写真機1台につき1日	300円	390円
業として行う映画の撮影又はテレビの放映その他これに類する行為	1回につき2時間以内	3,000円	3,900円
興行	1㎡につき1日	15円	20円

イ　設置許可使用料　1㎡につき1月　100円以内 → 170円以内
ウ　占用料　競技会等の催しのため設けられる露店等の占用に係る占用料の額
1㎡につき1日　11円 → 120円
(2) 施行期日　R8.4.1

11　千葉市水道給水条例の一部改正について　　　　　　　　（水道局　水道総務課）

水道料金の額を改定するほか、所要の改正を行う。

(1) 千葉県営水道の料金の引上げにより損益収支の赤字や資金不足の拡大が生じることから、水道料金を引き上げる。
ア　平均改定率　18.6%
イ　基本料金(月額)

区　分	改定前	改定後
口径13㎜～口径75㎜	380円～33,100円	470円～41,001円

ウ　従量料金(1㎥につき月額)

区　分		改定前	改定後
専用給水装置	10㎥までの分 ～500㎥を超える分	57円～441円	67円～514円

(2) 災害時等に給水装置の工事を市が指定した業者のみで行うことが困難な場合は、他の自治体が指定した業者も工事を行うことができることとする。
(3) 施行期日　R8.4.1((2)については、公布の日)

（　一　般　議　案　）

1　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について　（総務局　総務部　総務課）

三芳水道企業団ほか２企業団の解散に伴う団体数の減少、職員採用試験に係る共同処理事務の廃止及び事務組合規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議する。

(1) 施行期日　R8.4.1

2　当せん金付証票の発売額について　（財政局　財政部　資金課）

令和８年度における発売額　１００億円以内

(1) 当せん金付証票(宝くじ)の発売限度額を定める。

３　指定管理者の指定について　　　　　　（保健福祉局　高齢障害部　高齢福祉課）

施設の名称	千葉市中央いきいきプラザほか１４施設
指定管理者	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
指 定 期 間	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S27.2
イ　所 在 地　中央区千葉寺町1208番地2
ウ　従業員数　1,346人
(2) 施設の名称
中央いきいきプラザ、花見川いきいきプラザ、稲毛いきいきプラザ、若葉いきいきプラザ、緑いきいきプラザ、美浜いきいきプラザ、大宮いきいきセンター、花見川いきいきセンター、あやめ台いきいきセンター、都賀いきいきセンター、越智いきいきセンター、蘇我いきいきセンター、さつきが丘いきいきセンター、真砂いきいきセンター、土気いきいきセンター

４　指定管理者の指定について　（保健福祉局　高齢障害部　障害福祉サービス課）

施設の名称	千葉市大宮学園
指定管理者	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
指 定 期 間	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S27.2
イ　所 在 地　中央区千葉寺町1208番地2
ウ　従業員数　1,346人

5　指定管理者の指定について　（保健福祉局　高齢障害部　障害福祉サービス課）

施設の名称　千葉市桜木園 指定管理者　社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S27.2
イ　所 在 地　中央区千葉寺町1208番地2
ウ　従業員数　1,346人

6　指定管理者の指定について　（保健福祉局　高齢障害部　障害福祉サービス課）

施設の名称　千葉市療育センター 指定管理者　社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S27.2
イ　所 在 地　中央区千葉寺町1208番地2
ウ　従業員数　1,346人

７　指定管理者の指定について　　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称	千葉市中央コミュニティセンター松波分室
指定管理者	シンコースポーツ株式会社
指 定 期 間	令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S53.11
イ　所 在 地　東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
ウ　従業員数　2,592人

８　指定管理者の指定について　　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称	千葉市中央区蘇我コミュニティセンター
指定管理者	Ｆｕｎ Ｓｐａｃｅ・オーチュー共同事業体
指 定 期 間	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　Ｆｕｎ Ｓｐａｃｅ株式会社（代表）
(ｱ) 設立 H17.5
(ｲ) 所在地 東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
(ｳ) 従業員数 675人
イ　株式会社オーチュー
(ｱ) 設立 S46.10
(ｲ) 所在地 東京都渋谷区代々木2丁目18番3号 オーチュー第1ビル
(ｳ) 従業員数 756人

9　指定管理者の指定について　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市花見川区畑コミュニティセンター 指定管理者　株式会社京葉美装 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S40.8
イ　所 在 地　中央区椿森2丁目5番8号
ウ　従業員数　406人

10　指定管理者の指定について　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市花見川区幕張コミュニティセンター 指定管理者　株式会社京葉美装 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S40.8
イ　所 在 地　中央区椿森2丁目5番8号
ウ　従業員数　406人

11　指定管理者の指定について　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター 指定管理者　株式会社京葉美装 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S40.8
イ　所 在 地　中央区椿森2丁目5番8号
ウ　従業員数　406人

12　指定管理者の指定について　　　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター 指定管理者　Ｆｕｎ　Ｓｐａｃｅ・オーチュー共同事業体 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　Ｆｕｎ　Ｓｐａｃｅ株式会社（代表）
(ｱ) 設立 H17.5
(ｲ) 所在地 東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
(ｳ) 従業員数 675人
イ　株式会社オーチュー
(ｱ) 設立 S46.10
(ｲ) 所在地 東京都渋谷区代々木2丁目18番3号 オーチュー第1ビル
(ｳ) 従業員数 756 人

13　指定管理者の指定について　　　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市若葉区都賀コミュニティセンター 指定管理者　株式会社千葉マリンスタジアム 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　H元.5
イ　所 在 地　美浜区高浜4丁目12番2号
ウ　従業員数　121人

14　指定管理者の指定について　　　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市緑区鎌取コミュニティセンター 指定管理者　株式会社京葉美装 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S40.8
イ　所 在 地　中央区椿森2丁目5番8号
ウ　従業員数　406人

15　指定管理者の指定について　　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市美浜区高洲コミュニティセンター 指定管理者　株式会社京葉美装 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S40.8
イ　所 在 地　中央区椿森2丁目5番8号
ウ　従業員数　406人

16　指定管理者の指定について　　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市美浜区真砂コミュニティセンター 指定管理者　株式会社千葉マリンスタジアム 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　H元.5
イ　所 在 地　美浜区高浜4丁目12番2号
ウ　従業員数　121人

17　指定管理者の指定について　　　　　　（市民局　市民自治推進部　市民総務課）

施設の名称　千葉市土気あすみが丘プラザ 指定管理者　千葉市コミュニティセンターまちづくり共同事業体 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　株式会社京葉美装(代表)
(ｱ) 設　　立　S40.8
(ｲ) 所 在 地　中央区椿森2丁目5番8号
(ｳ) 従業員数　406人
イ　株式会社スワット
(ｱ) 設　　立　H5.6
(ｲ) 所 在 地　中央区富士見2丁目3番1号
(ｳ) 従業員数　339人
ウ　特定非営利活動法人まちづくり千葉
(ｱ) 設　　立　H14.1
(ｲ) 所 在 地　中央区中央3丁目12番12号
(ｳ) 従業員数　10人
エ　特定非営利活動法人はぁもにぃ
(ｱ) 設　　立　H19.12
(ｲ) 所 在 地　緑区土気町1727番地4
(ｳ) 従業員数　18人

18　指定管理者の指定について　　　　　（市民局　生活文化スポーツ部　文化振興課）

施設の名称　千葉市民会館ほか１施設 指定管理者　公益財団法人千葉市文化振興財団 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S48.2
イ　所 在 地　中央区中央2丁目5番1号
ウ　従業員数　65人
(2) 施設の名称
千葉市民会館、千葉市文化センター

19　指定管理者の指定について　　　　（市民局　生活文化スポーツ部　文化振興課）

施設の名称　千葉市若葉文化ホールほか２施設 指定管理者　ちばアートウインド運営企業体 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　Ｆｕｎ Ｓｐａｃｅ株式会社(代表)
(ｱ) 設　　立　H17.5
(ｲ) 所 在 地　東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
(ｳ) 従業員数　675人
イ　株式会社パシフィックアートセンター
(ｱ) 設　　立　S45.4
(ｲ) 所 在 地　東京都中央区築地3丁目7番1号
(ｳ) 従業員数　536人
ウ　株式会社千葉共立
(ｱ) 設　　立　S62.10
(ｲ) 所 在 地　花見川区幕張本郷1丁目3番33号
(ｳ) 従業員数　49人
エ　株式会社ハンズオン・エンタテインメント
(ｱ) 設　　立　S46.12
(ｲ) 所 在 地　東京都港区北青山3丁目5番12号　青山クリスタルビル
(ｳ) 従業員数　55人
オ　株式会社オーチュー
(ｱ) 設　　立　S46.10
(ｲ) 所 在 地　東京都渋谷区代々木2丁目18番3号 オーチュー第1ビル
(ｳ) 従業員数　756人
(2) 施設の名称
若葉文化ホール、美浜文化ホール、千城台コミュニティセンター

20　指定管理者の指定について　（市民局　生活文化スポーツ部　スポーツ振興課）

施設の名称　千葉市大宮スポーツ広場 指定管理者　千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S62.4
イ　所 在 地　若葉区大宮町3417番地
ウ　従業員数　9人

21　指定管理者の指定について　（市民局　生活文化スポーツ部　スポーツ振興課）

施設の名称　千葉市宮崎スポーツ広場 指定管理者　千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S62.4
イ　所 在 地　中央区宮崎2丁目5番26号
ウ　従業員数　14人

22　指定管理者の指定について　（市民局　生活文化スポーツ部　スポーツ振興課）

施設の名称　千葉市幕張西スポーツ広場 指定管理者　千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　R5.4
イ　所 在 地　美浜区幕張西6丁目1番地3
ウ　従業員数　10人

23　指定管理者の指定について　（市民局　生活文化スポーツ部　スポーツ振興課）

施設の名称　千葉ポートアリーナ 指定管理者　公益財団法人千葉市スポーツ協会 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　H3.2
イ　所 在 地　中央区問屋町1番20号
ウ　従業員数　37人

24　指定管理者の指定について　（市民局　生活文化スポーツ部　スポーツ振興課）

施設の名称　千葉市こてはし温水プール 指定管理者　千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　コナミスポーツ株式会社(代表)
(ｱ) 設　　立　S48.3
(ｲ) 所 在 地　東京都品川区東品川4丁目10番1号
(ｳ) 従業員数　4,652人
イ　イオンディライト株式会社
(ｱ) 設　　立　S48.4
(ｲ) 所 在 地　大阪市中央区南船場2丁目3番2号
(ｳ) 従業員数　7,552人
ウ　株式会社千葉日報社
(ｱ) 設　　立　S33.5
(ｲ) 所 在 地　中央区中央4丁目14番10号
(ｳ) 従業員数　105人

25　指定管理者の指定について　　（市民局　生活文化スポーツ部　スポーツ振興課）

施設の名称	千葉市高洲スポーツセンターほか３４施設
指定管理者	スポーツクラブＮＡＳ株式会社
指 定 期 間	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要

ア　設　　立　S47.9

イ　所 在 地　東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

ウ　従業員数　2,071人

(2) 施設の名称

高洲スポーツセンター、北谷津温水プール、みつわ台体育館、宮野木スポーツセンター、古市場体育館、相撲場、中田スポーツセンター、磯辺スポーツセンター、千葉公園水泳プール、千葉公園総合体育館、千葉公園第１駐車場、幸町公園水泳プール、みつわ台第２公園野球場、みつわ台第２公園庭球場、みつわ台第２公園水泳プール、古市場公園野球場、古市場公園庭球場、古市場公園水泳プール、有吉公園野球場、有吉公園庭球場、有吉公園水泳プール、稲毛海浜公園野球場、稲毛海浜公園球技場、稲毛海浜公園庭球場、稲毛海浜公園稲毛屋内運動場、袖ケ浦第４緑地庭球場、花島公園球技場、花島公園庭球場、花島公園体育館、花島公園トレーニング室、花島公園弓道場、犢橋公園野球場、昭和の森球技場、昭和の森庭球場、花島コミュニティセンター

26　指定管理者の指定について　　　（経済農政局　経済部　観光ＭＩＣＥ企画課）

施設の名称	千葉ポートタワー
指定管理者	千葉ポートタワーまちづくり共同事業体
指 定 期 間	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要

ア　株式会社京葉美装(代表)

(ｱ) 設　　立　S40.8

(ｲ) 所 在 地　中央区椿森2丁目5番8号

(ｳ) 従業員数　406人

イ　株式会社レプコ

(ｱ) 設　　立　H元.2

(ｲ) 所 在 地　中央区松波2丁目4番16号

(ｳ) 従業員数　34人

ウ　特定非営利活動法人まちづくり千葉

(ｱ) 設　　立　H14.1

(ｲ) 所 在 地　中央区中央3丁目12番12号

(ｳ) 従業員数　10人

27　指定管理者の指定について　　　　　（教育委員会　生涯学習部　生涯学習振興課）

施設の名称　千葉市生涯学習センター 指定管理者　公益財団法人千葉市教育振興財団 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　H7.4
イ　所 在 地　中央区弁天3丁目7番7号
ウ　従業員数　394人

28　指定管理者の指定について　　　　　（教育委員会　生涯学習部　生涯学習振興課）

施設の名称　千葉市花園公民館ほか４６施設 指定管理者　公益財団法人千葉市教育振興財団 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　H7.4
イ　所 在 地　中央区弁天3丁目7番7号
ウ　従業員数　394人
(2) 施設の名称
花園公民館、幕張公民館、犢橋公民館、黒砂公民館、検見川公民館、松ケ丘公民館、轟公民館、小中台公民館、更科公民館、稲毛公民館、生浜公民館、誉田公民館、新宿公民館、椎名公民館、土気公民館、宮崎公民館、葛城公民館、千城台公民館、末広公民館、白井公民館、椿森公民館、川戸公民館、花見川公民館、加曽利公民館、星久喜公民館、大宮公民館、千草台公民館、さつきが丘公民館、こてはし台公民館、草野公民館、幕張西公民館、みつわ台公民館、長作公民館、若松公民館、磯辺公民館、山王公民館、都賀公民館、緑が丘公民館、稲浜公民館、幸町公民館、朝日ケ丘公民館、高浜公民館、越智公民館、幕張本郷公民館、桜木公民館、打瀬公民館、おゆみ野公民館

29　指定管理者の指定について　　　　　　　　　（都市局　公園緑地部　公園管理課）

施設の名称　千葉市都市緑化植物園 指定管理者　株式会社日比谷アメニス東関東支店 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S47.2
イ　所 在 地　稲毛区轟町5丁目7番32号
ウ　従業員数　66人

30　指定管理者の指定について　　　　　　　　　（都市局　公園緑地部　公園管理課）

施設の名称　千葉マリンスタジアム 指定管理者　株式会社千葉ロッテマリーンズ 指 定 期 間　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

(1) 指定管理者の概要
ア　設　　立　S25.1
イ　所 在 地　東京都新宿区西新宿3丁目20番1号
ウ　従業員数　102人

31　議決事件の一部変更について（千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約）　　　　　　　　　（環境局　資源循環部　廃棄物施設整備課）

契約金額	変更前	２，７６１，２７９，４００円
	変更後	２，８２０，２５２，６００円
工　　期	変更前	契約締結日から令和７年１２月３１日まで
	変更後	契約締結日から令和８年４月３０日まで
	（契約締結日 令和５年３月８日）	

(1) 議決年月日　R5.3.8
R6.9.17(契約金額の変更)

(2) 変更の理由

ア　資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

イ　想定を超える降雨によって掘削土壌が液性化し、土の掘削・搬出等に時間を要したことから、工期を変更する。

32　議決事件の一部変更について（千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その２）に係る工事請負契約）（教育委員会事務局　教育総務部　学校施設課）

契約金額	変更前	６５７，８００，０００円
	変更後	６６７，５６６，９００円

(1) 議決年月日　R6.12.13

(2) 変更の理由

資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

33　議決事件の一部変更について(幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)新築工事に係る工事請負契約)　　　　　　　(教育委員会事務局　教育総務部　学校施設課)

契約金額	変更前	２，９３５，９００，０００円
	変更後	３，０２６，１４４，０００円

(1) 議決年月日　R6.6.21
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

34　議決事件の一部変更について(幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)新築電気設備工事に係る工事請負契約)　　(教育委員会事務局　教育総務部　学校施設課)

契約金額	変更前	３８２，８００，０００円
	変更後	４１０，１７９，０００円

(1) 議決年月日　R6.6.21
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。